

静岡県地球温暖化防止活動に関する知事褒賞実施要綱

(趣旨)

第1 静岡県地球温暖化防止条例（平成19年静岡県条例第31号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、地球温暖化の防止に顕著な功績があったものを知事が表彰し、その功績を称えるとともに、地球温暖化防止に対する県民の一層の関心と意欲を高め、もって地球温暖化防止に関する取組の促進に資するものとする。

(表彰の種類)

第2 この表彰は、知事褒賞とする。

(表彰の対象)

第3 県内において地球温暖化の防止に顕著な功績があり、今後も地球温暖化の防止に関する活動が期待できる次に掲げるもの（以下「表彰対象者」という。）とする。

ただし、同様の功績により、知事褒賞以上の表彰を既に受けているものは対象としないものとする。

1 温室効果ガス排出削減対策

(1) 大企業等の部 下記の者（以下、「大企業等」という。）で、県内で活動するもの

ア 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（以下、「会社」という。）で、下記の資本金の額又は出資の総額と常時使用する従業員数の基準を両方とも超える事業者

主たる業種	資本金の額又は出資金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5千万円	100人
小売業	5千万円	50人

イ 会社以外の者で、常時使用する従業員数が300人を超える事業者

(2) 中小企業等の部 大企業等を除く事業者で、県内で活動するもの

2 地球温暖化防止普及・啓発

(1) 学校等の部 下記の者で、県内で活動するもの

対象	根拠
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条
保育所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条

(2) 個人・団体の部 県内で活動する個人及び団体

(募集の方法)

第 4 被表彰候補者の募集は、次の方法により行う。

- (1) 第 3 の規定による表彰対象者が自ら応募する。
- (2) 市町その他の別に定める推薦者からの推薦による。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された温室効果ガス排出削減計画書及び条例第 13 条の規定により提出された温室効果ガス排出削減報告書（以下「計画書等」という。）に記載された内容が地球温暖化の防止に著しく貢献したと認められる場合は、計画書等を提出した者を被表彰候補者とする。

(表彰の基準等)

第 5 被表彰者の区分、表彰基準及び被表彰者数は、別紙 1 のとおりとする。

(表彰の時期)

第 6 表彰は、毎年 1 回行う。

(選考方法)

第 7 暮らし・環境部長は、選考委員会の選考に基づき被表彰者を決定する。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年9月20日から施行する。

別紙 1

地球温暖化防止活動に関する知事褒賞に係る基準

区分	部門	基準	被表彰者数
温室効果ガス排出削減対策	大企業等の部	1 温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化、及び省エネのための新たな環境マネジメントシステムの構築等により、温室効果ガスの排出削減に寄与した事業者	1 事業者
	中小企業等の部	2 温室効果ガスの排出を低減する技術や製品等の先導的導入及びその普及啓発により、温室効果ガスの排出削減に寄与した事業者	1 事業者
		3 その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な事業者	
地球温暖化防止普及・啓発	学校等の部	1 地球温暖化防止に関する教育・実践活動や普及・啓発等に積極的に取り組んでいる学校等	1 施設
		2 その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な学校等	
	個人・団体の部	1 地球温暖化防止に資するライフスタイルの実践及び地球温暖化を防止する活動の実践などを通じ、広く地球温暖化の防止に貢献している個人及び団体	1 名 (個人・団体)
	2 地球温暖化防止について、学校や地域住民に対する教育・実践活動や普及・啓発等に積極的に取り組んでいる個人及び団体		
	3 その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人及び団体		